アフリカゾウ保護とワシントン条約

倉澤　七生・井坂由美子
（アフリカゾウ国際保護基金・日本支部）

アフリカゾウに関する議論の要約

去る２月に京都で開かれたワシントン条約締約国会議でのアフリカゾウの議論は，前回（1989年第７回会議）の続編と言えるものだった。つまり，前回会議ではアフリカゾウを付属書Ｉに移項することが提案され，決議されたが，これに対して強力に反対した南部アフリカ６カ国（ジンバブエ，南ア，ボツアナ，マラウィ，ナミビア，ザンビア）が，今回の会議で再び付属書Ⅱへ移項することを提案したのだった。ただし，ザンビアは後に提案を撤回した。

また，今回会議の特徴として，前回会議で付属書Ｉへの移項に反対した中央アフリカ３カ国（カメルーン，コンゴ，ガボン）と南部アフリカのモザンビーク，アンゴラが，今回は南部アフリカに同調しなかった点が挙げられるだろう。結果的にはこれらの国を含めた大半の国々が，アフリカ全体のゾウ個体群はわずか２年間では回復しないという現実をきちんと認め，また密猟・違法取引がようやく沈静化しつつあるいま，もう少し市場を閉ざしておくのが懸命であるとする健全な感覚を共有した。これによって，今回会議でもアフリカゾウは付属書Ｉに維持され，南部アフリカの提案は主流を形成できずに終わった。

なお，アフリカゾウに関する論議の大半が，前回会議で長時間なされたことの繰り返しを避けたためか，今回会議では特に目立っては行われなかった。以下は，前回会議の決定によって編成された専門家パネル（トラフィック，IUCN，UNEPが候補を推薦し，アフリカゾウの生息している当該国が人選するもの）の報告書の要約とその問題点，さらに，自然保護の立場から見たワシントン条約の課題を論じたものである。

なお，専門家パネルの報告書をいくぶん強引に要約すると，別表のようになるだろう。

別表　専門家パネル報告書要約．

	個体数（単位：頭）			A	B
	提案書	報告書	ITRG		
ボツワナ	60,000	46,600～63,000	68,000	無	△
マラウィ	3,000	2,200	2,800	有	×
ナミビア	7,000	4,500～6,500	5,700	有	×
ザンビア	37,000	20,000～25,000		有	×
ジンバブエ	68,000	62,000～92,000	52,000	無	○
南ア	8,590	8,780	7,800	無	○

提案書：提案国報告
報告書：専門家パネル調査報告
ITRG：IUCN象牙取引検討グループ（1989年）
Ａ：個体群に対する危険性
Ｂ：象牙管理・取引管理の状態
　○＝良好，×＝不良，
　△＝どちらともいえない

専門家パネルの問題点

1.　個体数及び危険性評価の問題点

南部アフリカ諸国のアフリカゾウ個体数は，1989年のIRTG（IUCN象牙取引検討グループ）の調査以後に増加したと伝えられたこともあったが，この報告を見る限り，ジンバブエを除いて増加の傾向は見られない。また，南ア以外の個体群は連続して分布しており，ダブルカウントの可能性を考慮する必要があることは提案書も認めるところで

ある。さらにパネルは，ジンバブエの個体数推測に関して，「1980年以降27,600頭が殺されているにも関わらず，1990年の推測値は1980年よりも高い。増加率がプラスだったのだろうが，パネルはその統計的有意性の評価には同意できない」との疑念を付しており，「(ジンバブエが行っている)数字上のテクニックには，なお試行が必要である」としている。

なお，ジンバブエは現在，同国保護地域に生息するゾウについて間引き計画を進めているが，計画のもととなる生息数そのものにこのような疑念がある以上，計画は見直されるべきものと言えるだろう。ちなみに同国の計画は，現在保護地域に約65,000頭のゾウが生息しているが，これは許容量を超えているため，最終的に32,000～35,000頭まで減少させるというもの。具体的には，毎年5,000頭以上は実践上殺せないため，個体数の増加率を5％と仮定して，12年間間引きを継続して目的数に達するというものである。

もう1つ，ジンバブエに関して言えば，同国は前回会議の席で，「密猟が横行するブラックアフリカとは違って，ジンバブエには密猟は全くない」との主旨の発表をしたが,今回パネルは, Gonarezhou国立公園で1988年に800頭ほどのゾウが違法に殺されている事件について触れている。この事件にまきこまれて公園職員も死亡しており，国立公園局のトップは当然承知していたはずの事件であった（イギリスの自然保護NGOであるEIA*によれば，この事件には同国政府関係者が関与していたと見られる)。こうしたジンバブエの態度から，同国提案書は信頼性に欠けるものと言わざるを得ないだろう。

これに関連して問題となるのは，前回会議でも「特定の個体群」に関して付属書Ⅰが妥当でないものが存在することが認められていたが，今回の報告書の結論でも予想通りジンバブエ，南ア，ボツワナの個体群は付属書Ⅱに移項する条件を満たしているとされたことである。

改めて言うまでもないが，アフリカゾウは，アフリカ全土において，1970年代から1980年代終わりにかけて激減した。アフリカゾウがワシントン条約の付属書Ⅱにあげられていたにもかかわらず，密猟に対して有効な対策がとり得なかったことがその原因であるのもまた周知の事実である。1986年からは，偽造許可証による輸出や再輸出の横行を防止するために，未加工象牙のマーキングと輸出割当制度が導入されたが，これも密猟や違法取引に対する決め手にはなり得なかった。

どうしたわけか，日本のマスコミはこうした経緯を完全に忘れてしまったようで，南部アフリカ諸国におけるアフリカゾウの“取引可能な状態”を強調していた。しかし，野生のゾウの全くいないブルンジで約90トンの在庫登録があったことは記憶に新しいところだ。また，南アにおいても，クルーガー国立公園での間引き個体数を上回る在庫が登録されていた。

2. 生産国の象牙の在庫規制と取引の問題

南アについてパネルは，「近隣諸国から南アを経由して，かなりの量の象牙の違法な輸出がこれまで行われ，現在も続いていることを示す状況証拠がある」と指摘している。このような取引が存在する以上，アフリカゾウは，常にアフリカ全体を視野に入れて考えなければならないものであることは当然である。

また，結論として専門家パネルは，南アおよびジンバブエにおいて，在庫管理と法施行が十分機能しうると判断しているが，同時に，取引規制に関して13項目にわたる改善の必要性を指摘している。両国が，早急にすべての条件を満たすことは不可能であり，取引再開は時期尚早であると考えられる。

* Environmental Investigation Agency

3. 象牙の国際取引

トラフィック・ネットワークが明記するように，現在，特定の個体群が付属書Ⅱに移項できる状態にあるとしても，象牙の取引は再開されるべきではない。同ネットワークの指摘通り「現在，象牙輸入を規制できる体制が整った輸入市場は皆無」であり，輸入国における在庫管理も十分とはいえないからである。

なおつけ加えるならば，今回会議では輸入国における規制の問題が十分に議論されなかったが，その背景には，アフリカゾウの生息国の関心が，象牙の取引よりも，むしろ生きたアフリカゾウによる収入とその保護にかかる費用を捻出するのに必要な国際協力のあり方にあったことの現れではなかったかと思われる。

自然保護から見たワシントン条約の課題

現在，日本国内における象牙利用は，アフリカゾウが付属書Ⅰにあげられた効果によって落ち込みを見せている。その製品がなくても生きる上で何の支障もなければ買うのを控えるという市民意識は，特に工業先進国において地球温暖化を抑制するために生活様式を変えてでも二酸化炭素の排出量を抑えるべきであるとする多数の市民の意識と同様に，人類の今後とるべき道として支持されるものだろう。

こうした世界的な環境意識の変化の中で，今回南部アフリカ諸国が論じたような，「野生生物の利用の最大の問題は，それが商業取引か否かではなく，持続可能か否かである」との主張は，世界的な自然保護の動きに大きな影を落とすものと言える。今日の日本においても，「持続性」という語はどちらかといえば開発や商業取引の方に重点をおいて語られがちだが，小原秀雄女子栄養大学教授が会議期間中のシンポジウムで発言したように，地球環境保全が問題である以上，「持続性」は種の側に重心が置かれるべきものである。動物の形態や行動の多様さまでを含めて，各地域の多様な生態系を残すこと（それはある意味では，進化の場を残すことでもある）が，今日の自然保護の緊急な課題だからだ。

付　記

今回会議に関してマスコミ各社は，いわゆる「途上国」に対する“同情”を前面に出した報道を行い，「南北対立」の構図を好んで語った。「貧しい人々を救う」という言葉は社会的に大きな説得力をもつが，ここで問題としなければならないのは，おそらくどのような方法であれ，その国の社会状況を十分に踏まえない限り，必ずしもその国の人人を救う結果にはなり得ないということである。これまでに日本が行ってきたODAの実態を見れば，これは明らかである。

野生生物の取引で新たに得られる財源があるとしても，それが間違いなく地域住民に還元されるためには，その国の地方自治のあり方など，多くの事情が検討されなければならない。ワシントン条約が，そこまでのチェックを予定していないことは言うまでもない。

また，南部アフリカ諸国は，象の産品で得られた資金を自然保護活動の財源としていると主張し，市場閉鎖で保護計画の見直しを余儀なくされるとも報道された。しかし一方で，取引再開が，たとえばタンザニアのような，南部アフリカ諸国よりさらに貧しい国での密猟を誘発し，より一層の環境破壊 ── ゾウの激減による生態系の変化および将来的な財源の破壊 ── を引き起こす恐れについては，「途上国」の味方であったはずのマスコミも触れることがなかった。